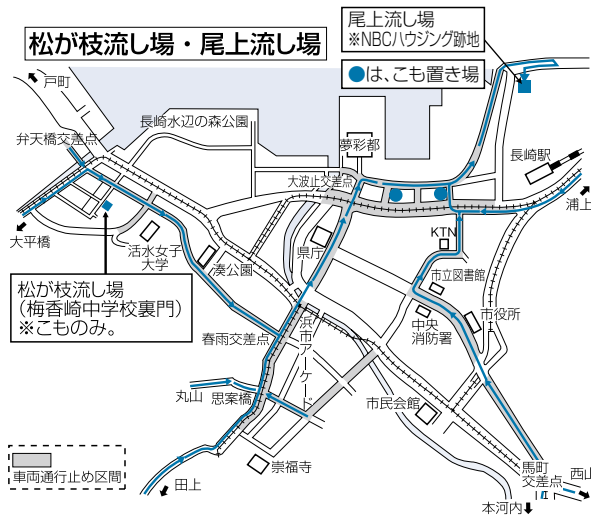


## 「精霊流し」のお知らせ

流し始めは8月15日(月)の午後6時です

### 流し場のコースと交通規制

流し場付近は、下図のとおり午後6時ごろから終了まで、車両通行止めの区間があります。



### 右図以外の流し場について

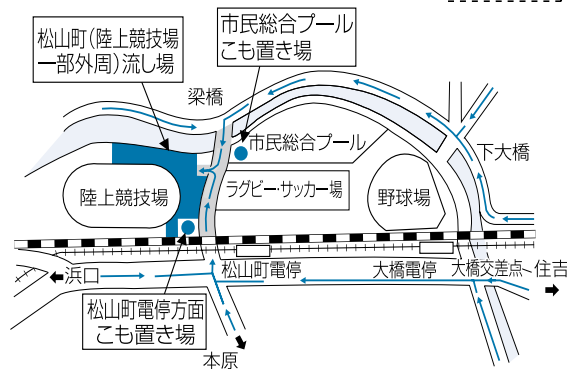
滑石(財務省合同宿舎跡地)、日見(日見公園)、東長崎(東部下水処理場前)、旭町海岸流し場(十八銀行稲佐支店付近)、現川(鉄道橋下)、茂木(片町、千々、大崎、宮摺)、飯香浦(海岸)、太田尾(バス停前)、山川河内(山川河内橋)、潮見(海岸)、田手原、六本松、早坂、戸町(南部下水処理場)、土井首(えがわ運動公園)、深堀(深堀町6丁目埋立地)、小榊(支所前埋立地)、本河内(本河内第2遊園・旧街道の峠)、木場(公民館前)、川平(六枚板)、香焼(岩崎鼻埋立地など)、三和(漁協蚊焼支所横など)、野母崎(野母崎病院裏など)、高島(西海岸グラウンド駐車場)、琴海(小口住吉神社下船場など)、外海(神浦港など)、伊王島(築港)

※次の流し場は、船の全長2m未満に限る  
三川(三川橋)、昭和町(浦上浄水場入り口)、立神(立神バス発着所前)

### ご注意ください!

- ◆道路や歩道などへのごみのポイ捨てはやめましょう。
- ◆道路で船を作る場合や全長2m以上の船を流す場合は、警察署の道路使用許可が必要です。詳しい船の規格や許可については、最寄りの警察署へお尋ねください。
- ◆やびや・連発式花火など、けがや火災の原因となる花火は使わないでください。花火を人や車両に向けて使うと、処罰されます。また、流し場内は花火禁止です。

### 松山流し場



### 粗大ごみの搬入ができません

精霊船は、東工場で処理をしています。そのため、船の処理期間中は、可燃粗大ごみの搬入ができません。

【期間】8月16日(火)～25日(木)

【搬入できないごみ】一般廃木材、畳、植木・草類、布団、カーペット、木製いす・家具、建具など

【搬入の問い合わせ】東工場(☎830-2040)

●問い合わせ●  
「コースと交通規制」最寄りの警察署  
「流し場」廃棄物対策課 ☎829・1159

各流し場の地図は、市のホームページでご確認ください。



精霊流しについて

検索

QRコード

〈 広告 〉